

# クルクルごみ減量通信 第11号

「家電リサイクル法対象物は、処理方法に従って適正に処理をしましょう!!」

最近、家電をどのように処理すればよいかというお問い合わせが多くなっています。このうちテレビや冷蔵庫、洗濯機、エアコンについては、家電リサイクル法に基づき、家電販売店などを通して適正に処理する必要があります。なお、同法の対象とならない家電製品は、リサイクルひろばクルクルなどで、資源ごみの小型家電として回収しています。

## <家電リサイクル法対象物>

- ブラウン管式テレビ ●液晶テレビ
- プラズマテレビ ●衣類乾燥機
- 電気冷蔵庫 ●電気冷凍庫
- 電気洗濯機 ●エアコン(室外機含む)



## 【排出方法】

まずは…**購入した小売店へ依頼してください!!**

購入した店舗や買い替えをする店舗に引き取りを依頼します。リサイクル料金など、改めて費用がかかる場合があります。



## 方法① 指定取引場所へ持ち込み

郵便局で家電リサイクル券を購入し、家電に送付の上、指定取引場所に持ち込んでください。

詳しくは家電リサイクル券センター(電話: 0120-31-9640)、指定取引場所へお問い合わせください。

## <指定引取場所(近隣)>

- 日本通運株式会社 春日井物流センター  
住所:春日井市鷹来町字上東光坊 4662-1  
電話:0568-86-5737
- 西濃運輸株式会社 名古屋東支店  
住所:日進市浅田町美濃輪 1-12  
電話:052-807-0924

## 方法② 廃家電取引協力店へ依頼

市内の右表店舗に引き取りを依頼します。リサイクル料金のほか、収集運搬料金がかかります。

## <廃家電引取協力店(市内)>

- でんきPAL中山 (東栄町 電話:0561-53-4002)
  - アップルあさひ (緑町 電話:0561-54-0083)
  - でんきPAL池田本店(緑町 電話:0561-53-3648)
- ※協力店へ依頼する場合、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」がかかります。  
※引取料金や収集運搬費用等は、各店舗によって異なりますので、各店舗へ直接お問い合わせください。

※家電リサイクル料金は、対象物の製造業者・大きさによって決まっています。下記リンクからご確認ください。

家電リサイクル券センター <https://www.rkc.aeha.or.jp>